

今日まで行政が取り組んだ「同和」施策を振り返る

①【意識調査】

「国東市人権意識調査」を平成27年度に実施しましたが、「同和地区の人に対する差別意識を持つ人はまだいると思いますか」の問いに、「もつけない」「ほとんどいない」が29.3%、「なかにほいする」「まだ多い」は55.4%となっています。大分県の調査では、後者は39.6%です。

②【部落の成立】

部落は、中世の社会的差別を前提に江戸時代の初めに成立したとされています。その後、法的・制度的に身分が固定されます。戦国時代には「皮革職人」として重宝されますが、江戸時代には罪人の逮捕や刑罰の執行をさせられ農民や町人と反目させられます。加えて服装を制限させられるなどの徹底した身分政策が行われます。

③【解放令】

1871（明治4）年、明治政府は「身分・職業とも平民同様にすべし」という、いわゆる「解放令」を出しました。しかし、それは差別問題の解決を意味するものではありませんでした。明治という近代日本の社会が、貧困をはじめとする今日の部落問題をつくりだしたのです。

④【憲法施行と解放運動】

1947年5月に施行された日本国憲法の「基本的人権の尊重」は、部落問題の解決に法的な根拠を与え、解放運動も高まりました。解放運動は、差別事件や差別意識とともに、部落の劣悪な生活実態そのものも部落差別の現実であると捉えました。

⑤【特措法の制定】

1965年に同和对策審議会が部落差別の現実を認め「この早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との答申をまとめ、1969年に制定されたのが同和对策事業特別措置法です。戦後同和行政の本格的な始まりです。

⑥【33年間の取り組み】

以降、法律名を変えながら2002年までの33年間、約15兆円の巨費を投じた結果、劣悪の一言で語られた被差別部落の住環境や生活実態は大きく様変わりしました（実態的差別という）。残されたのは心理的差別です。

⑦【人権教育・啓発の推進】

心理的差別を克服するために国東市は「地区人権学習会」を中心に据え、あらゆる機会を活かして人権教育・啓発を行っています。人権教育・啓発は、刷り込まれた意識や慣習を問い直す、いわば「人の心を変える営み」、崇高な取り組みなのです。

⑧【水平な社会を目指す】

しかし、市民の意識は上記①が実態です。まだまだ教育・啓発の余地があります。1922年3月3日の全国水平社創立大会での16才の山田孝野次郎少年の演説。「それで（差別されて）わが身が悲しいかというところ、決して悲しくはありません。私には、世間からさげすまされなければならぬ理由が、何一つとしてないからです」

（文責：教育委員会安岐分室 本多一夫）

こころをつなぐ まちづくり

人権シリーズ vol.167

市長室から
こんにちは

市長日記

107

「シユーカツ」

国東市長 三河明史



「シユーカツするよ」と妻。「えっ、就活？」と私。「違う、終活」「何で終活？」「平均年齢見ても、頑張ってもあと10年よ。立つ鳥後を濁さずよ」

新型コロナウイルスのお陰で、行事という行事は中止か延期。本来なら多忙を極める年度末の土日も、全くフリーの状態なのです。

そんな3月7日の土曜日、妻は、ゆったりしている私を見て、色々な片付けをさせようという魂胆のようです。しかも、悪いことに、天気は輝くばかりの晴朗、大掃除にはもってこいの日になりました。

私の家は農家なので、家は広く、蔵や納屋も大きいのです。そして、祖父母や父母の時代からのありとあらゆるものが詰まっているのです。納屋の二階には、稲藁や麦藁、板きれや角材などの木材、おびたらしい竹杭の束、古いムシロやカマス、そして私や父の大量の書籍類。妻は、これを片付けたかったのです。

考えてみればこの家も我々の代で終わりでしょうし、祖父母や父母が何かに使うかもしれないと思っていたこれらの農具や木材を使うことはもう決まっています。埃がもうもうと舞う中を、妻が懸命に働いています。ぼやぼやしていると叱咤が飛びます。

学生時代に勉強した懐かしい憲法や刑法などの専門書やジュリストなどの専門雑誌も出てきました。他にも小説や詩集や辞書類、青春時代の思い出の書籍も大量にあります。見ていると残したいものも沢山あります。でも残したところで、読む人もいないでしょう。それならば、と未練を断ち切つて紐でくくつてゆきます。

一日半をかけて、納屋の二階の片付けはおおよそ終わりました。それにしても、女性の根性には敬服しました。何かにつけて、ずる休みをしようとする私と違って妻は実に気合いが入った片付けでした。

大きい田舎屋ですから、他にも片づけるものはたくさんあり、これからも終活に向けて取り組んで行くでしょう。私も妻を見習って、気合と根性で頑張らねばなりませんね。

■ムシロ：藁、藁、竹、藁、蒲などで編んだ敷物。■カマス：吠、穀物、石炭などを入れるムシロの袋。

マイナンバーカードを利用したコンビニでの 証明書交付数をお知らせします！



コンビニでの住民票や所得課税証明などの交付サービスは、平成30年3月から始まって2年となります。市内だけではなく、市外や県外でも利用できるの、とても便利です！

証明書交付数（H30年3月～R2年2月）

コンビニの使用地域	住民票	印鑑証明	所得課税証明	戸籍謄本	戸籍抄本	戸籍の附票	合計
市内	317	239	45	22	11	5	639
市外	45	28	3	11	4	2	93
県外	20	11	1	188	63	22	305
計	382	278	49	221	78	29	1,037

マイナンバーカードを使って全国の下記のコンビニで証明書が取得できます！！

サービスが利用できる店舗	証明書	利用可能時間
セブン-イレブン ファミリーマート ローソン	住民票の写し	午前6時30分～午後11時 ※年末年始（12月29日～1月3日）を除く
	印鑑登録証明書	
	所得課税証明書	午前9時～午後5時（平日のみ） ※年末年始（12月29日～1月3日）を除く
	戸籍謄本・戸籍抄本	
	戸籍の附票の写し	

【問合先】市民健康課 戸籍住民係 ☎0978-72-5166